

めじろんデザイン等使用承認

申請の手引き



めじろんのイラスト・写真・名称などは 無償で使用できますが、申請が必要です

次の場合を除き、事前の申請により許可を得て下さい。

- ① 大分県内の地方公共団体が使用する場合
- ② 大分県内の学校教育法(昭和22年法律第26号)
第一条に掲げる学校が教育の目的で使用する場合
- ③ 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合

※ただし、商品として使用する場合は①～③であっても申請が必要です



必要な書類

- ① 申請書
- ② 企画書
- ③ 申請者の概要、現況等を示すもの

① 申請書

申請書は必ず原本を郵送または持参でご提出ください。

申請書の様式は県庁ホームページからダウンロードできます。

HP

めじろんのいえ

検索

「着ぐるみ借受・デザイン使用申請」ページの
「デザイン等使用承認申請」をご覧ください。

よくある間違い

申請書の上と下の2箇所印鑑を押すところがあります。
押し忘れのないようご注意ください。



② 企画書

レイアウト、スケッチ、原稿等使用方法のわかるもの(めじろんのイラストを組み込んだもの)をご提出ください。

<例>



主にめじろんのイラストの配置、色、縦横比などを確認します。

イラストのデータがない方

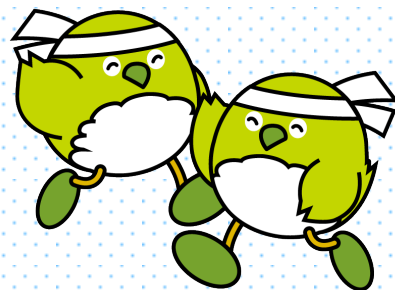
「めじろんのいえ」→「めじろんイラスト」にある「めじろんイラスト一覧」から使用したいイラストを選び、広報広聴課宛にメールで連絡して下さい。データをお送りします。

③ 申請者の概要、現況等を示すもの

申請者の概要や現況がわかる書類をご提出ください。

団体の場合

- ✓ 会社・団体のパンフレット
- ✓ 会社・団体のホームページ内にある
会社概要ページの写し など



個人の場合

- ✓ 名刺
- ✓ 身元を示すものの写し など



①～③の書類が揃ったら…

下記の宛先まで、**郵送または持参**で書類をご提出ください。

提出先

〒870-8501
大分県大分市大手町3丁目1番1号 広報広聴課宛
(持参の場合は大分県庁舎本館3階へお越し下さい)

問合せ先

大分県企画振興部広報広聴課
電話 097-506-2097
メール a10400@pref.oita.lg.jp

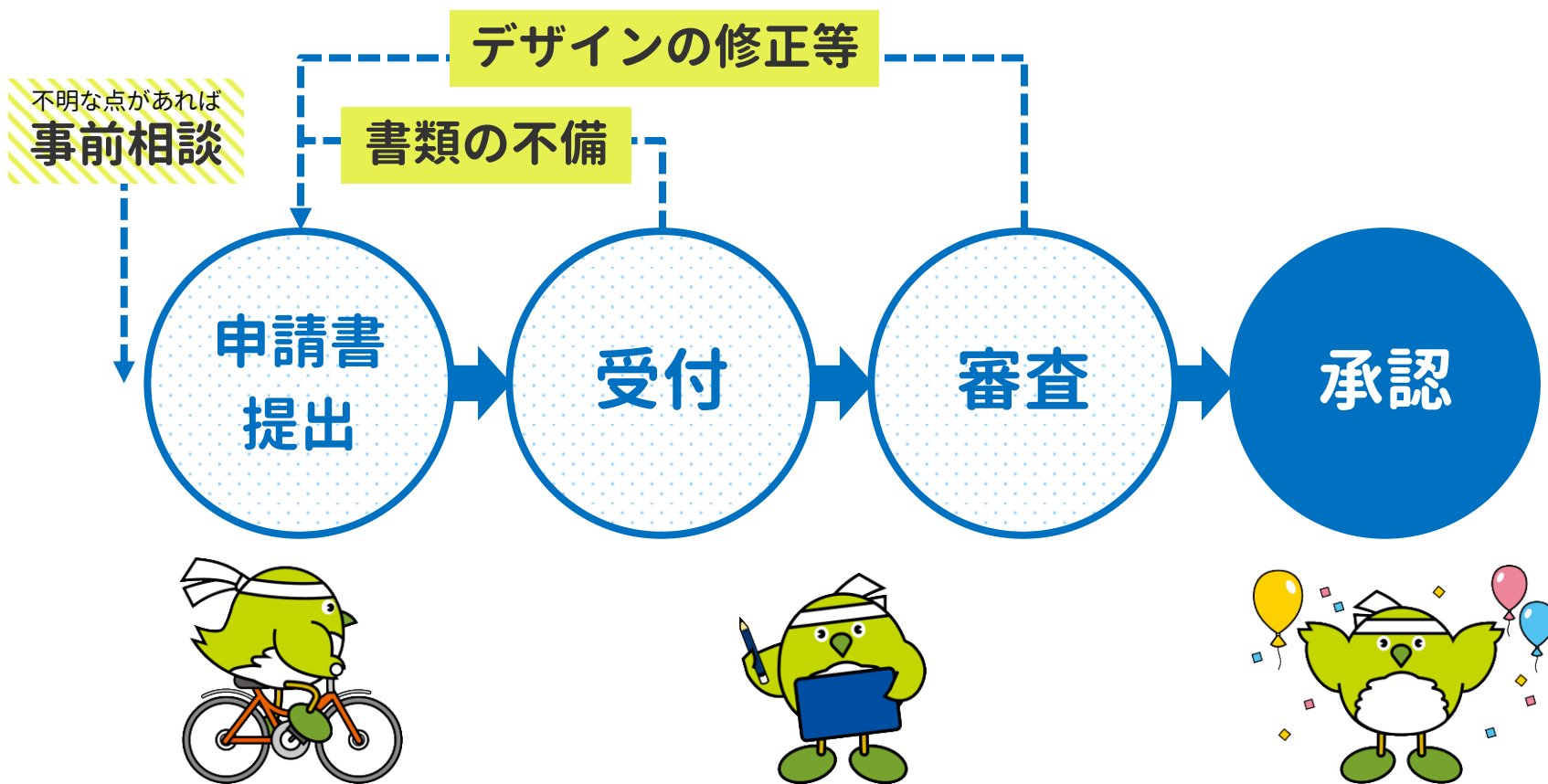
提出前にメールでのデータ確認も
受け付けてるよ！



受付から承認まで 2週間程度かかります

※修正等が必要な場合は、2週間以上かかることもあります。

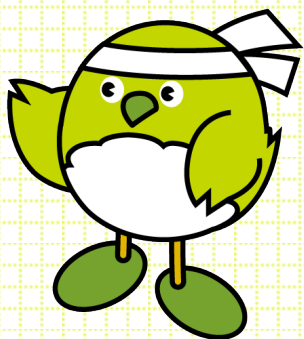
期間には余裕をもって申請してください。



イラスト・写真を使用する際は、 承認番号を記載してください

※「めじろん」と承認番号を組み合わせる次のように表記してください（承認番号は承認時にお示しします）。

販売する商品(必須)

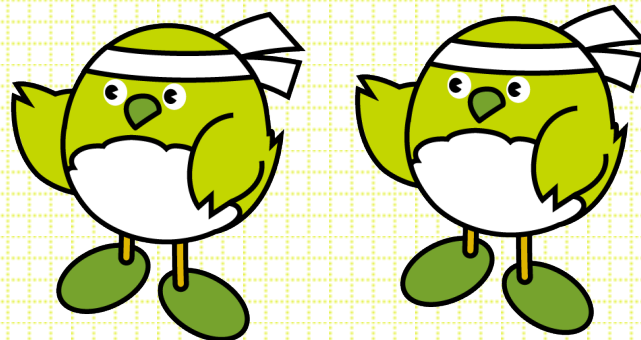


位置、文字の
色・サイズは
指定なし

めじろん 大分県第●●号

商品に記載できない場合はタグや
パッケージに記載してください。

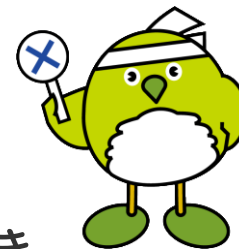
販売する商品以外(任意)



めじろん 大分県第●●号 大分県応援団“鳥”
めじろん

めじろんの知名度向上のため、
記載にご協力をお願いします。

次の場合は使用を承認できません



- ✓ 大分県の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
- ✓ デザイン等を正しい使用方法にしたがって使用しない、又は使用しないおそれのあるとき。
(詳しくは、別紙「めじろん色指定と禁止事項」に記載)
- ✓ 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- ✓ 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- ✓ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業を行う者が使用するとき。
- ✓ その他、知事が不適當と認めたとき。